

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	警備業合格証明書交付通知ファイル
地方公共団体の機関	広島県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織等の名称	広島県警察本部生活安全部生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	警備業の認定その他警備業法（昭和47年法律第117号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 書換え・再交付日、2 返納年月日、3 上申警察署・上申日・上申番号、4 合格証明書番号、5 合格証明書交付年月日、6 本籍、7 住所、8 氏名、9 生年月日、10 警備業務の種別、11 検定区分、12 講習修了証明書番号
記録範囲	施設警備業務 1 級・施設警備業務 2 級・交通誘導警備業務 1 級・交通誘導警備業務 2 級・雜踏警備業務 1 級・雜踏警備業務 2 級・空港保安警備業務 1 級・空港保安警備業務 2 級・貴重品運搬警備 1 級・貴重品運搬警備 2 級・核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級・核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級の検定合格者
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 広島県警察本部 総務部総務課（警察情報公開センター）
	(所在地) 〒730-8507 広島市中区基町9-42

訂正及び利用停止に関する他の法令等の規定による特別の手続き等	7 及び 8 の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備員等の検定に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第15条第1項による。	
個人情報ファイルの種別	<p>■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)</p> <p>-----</p> <p>令第 21 条第 7 項に該当する ファイル</p> <p>□有 ■無</p>	<p>□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)</p>
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	<p>(名 称) 広島県警察本部総務部総務課 (警察情報公開センター)</p> <p>(所在地) 〒730-8507 広島市中区基町 9-42</p>	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		